

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和7年6月受付分） *印は寄付者の意向により金額不記載

<故人が生前お世話になったため>

○*安原 ヨシ子 様（幸町）		○平田 テイ子 様（端野町）	100,000円
○田淵 正彰 様（常呂町）	30,000円	○今橋 正弘 様（常呂町）	30,000円
○松田 歌代子 様（留辺蘂町）	20,000円	○故福原 房之 様（留辺蘂町）	30,000円